

平成 24 年 3 月 21 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正案に対する意見の提出について

平成 24 年 2 月 23 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正案に対する意見

項番	該当箇所(項目等)	意見・照会事項等	理由等
1	主要行等向けの総合的な監督指針 V-2(1) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 III-4-5	<p>改正案で例示されている①～④の取引または行為であっても、銀行法施行規則第14条の10または第14条の11に規定する取引または行為に該当しないことが、銀行において判断できた場合には、銀行法第13条の2ただし書および同法施行規則第14条の8にもとづく内閣総理大臣の承認は不要であるという理解でよいか。また、そのような理解でよいのであれば、改正案のような「原則として…該当する」という表現では、①～④として例示された取引または行為が、すべからず内閣総理大臣の承認を要するように読めることから、誤解のない規定振りとするよう再考願いたい。</p>	<p>確認および趣旨の明確化のため。</p>
2	同上	<p>手数料減免については、特定関係者以外の者に対して、業務量等に応じて、減免した手数料水準を適用している場合において、特定関係者に対しても同様に、業務量等に応じて減免した手数料水準を適用することについては、銀行経営の健全性を損なう懸念はなく、銀行法第13条の2ただし書および同法施行規則第14条の8にもとづく内閣総理大臣の承認は不要であるという理解でよいか。</p>	<p>確認のため。</p>
3	同上	<p>特定関係者が一時的に債務超過となっても、将来収益が合理的に期待でき、DDM手法等一般的に使用される株式価値算定の結果、株式価値が認められる場合は、当該株式価値にもとづき、増資引受等を通じて当該株式を取得することは、銀行(または銀行持株会社)にとって、経営の健全性を損なうことにはならないと考える。このような場合は、銀行法第13条の2ただし書きおよび同法施行規則第14条の8にもとづく内閣総理大臣の承認は不要との理解でよいか。</p>	<p>確認のため。</p>